

○ 石川県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領の制定について（通達）

〔 令和元年11月1日付け総甲達第8号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

今般、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した広報を適正かつ効果的に推進するため、別添のとおり「石川県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領」を定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

石川県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領

1 趣旨

この要領は、石川県警察における広報活動に関する訓令（平成16年石川県警察本部訓令第20号）に基づき、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を利用した広報活動を適正に推進するため、その運用に関して必要な事項を定めたものである。

2 運用要領

(1) 担当者の指定

SNSを運用する所属の長（以下「運用所属長」という。）は、情報発信を担当する者（以下「情報発信担当者」という。）を必要な人数指定し、情報発信担当者以外には発信を行わせないものとする。

(2) 運用ポリシーの策定及び石川県警察ウェブサイトへの掲載

運用所属長は、「石川県警察SNS運用ポリシー記載例」（別紙）を参考にして運用ポリシーを策定するとともに、石川県警察ウェブサイトへSNSの運用を開始した旨及び当該運用ポリシーを掲載するものとする。

(3) 発信端末の指定

発信は、SNSを運用する所属（以下「運用所属」という。）に設置されている端末で行うものとする。

(4) 発信内容、発信時間の承認

発信する内容は、警察広報上必要な事項とし、運用所属長の承認を受けた後、原則として執務時間内に発信するものとする。ただし、簡易又は定型的な発信は、運用所属長が指定する警部以上の階級（同相当職を含む。）にある者の承認によって発信することができる。

(5) 夜間・休日における発信の承認

夜間・休日において、緊急に情報を発信する必要がある場合は、発信内容、文面等について関係所属と協議の上、関係所属長の承認を受け、情報発信担当者が発信を行うものとする。

(6) 複数の所属によるSNSの運用

複数の所属が同一の登録名でSNSを運用する場合は、関係する運用所属長が、ID及びパスワードの設定並びに管理、運用ポリシーの策定等、必要な事項について協議するなどして、その適正な運用に努めるものとする。

(7) 運用開始及び終了の報告

運用所属長は、SNSの運用を開始し、又は終了する場合は、別記様式に利用するSNSの約款又は利用規約等を添付し、警務部長（総務課広報室経由）に報告するものとする。

3 運用上の留意事項

- (1) アカウントの取得に際しては、使用する端末、運用ポリシー、セキュリティ対策等について、情報管理課と事前に協議を行うとともに必要な対策を講じること。
- (2) 情報発信担当者以外の職員が発信できない措置をとること。
- (3) 情報セキュリティの観点から、SNSにログインするためのID及びパスワードは他に漏れないよう留意すること。
- (4) 事件に関する情報、個人情報等情報の取扱いには十分注意すること。
- (5) 発信のみとし、返信は行わないこと。
- (6) 特定の相手との間でのメッセージのやり取りを行わないこと。（例：ツイッターのダイレクトメッセージ）
- (7) URLの短縮サービスは、使用しないこと。
- (8) なりすましを発見した場合は、SNSの運営事業者に対して、直ちになりすましを防止するための対応を依頼するとともに、石川県警察ウェブサイトを利用して注意喚起を行うこと。

また、必要に応じて報道機関に対する情報提供を行うなど、なりすましが存在していることの注意喚起を徹底すること。

- (9) 発信内容に対し、批判や苦情が殺到して収拾がつかなくなる事態となった際は、運用所属において検討の上、真に説明、訂正等の必要があると判断した場合、その事態の収拾に向けた発信を行うこと。
- (10) 運用するSNSにおいて、要機密情報を取り扱わないこと。
- (11) その他石川県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年石川県警察本部訓令第15号）及び同訓令に基づき制定された通達等に定める必要な措置をとること。

4 その他

本要領に定めるもののほか、運用所属におけるSNSに関する具体的な運用については、運用所属長が別に定めることができる。

附 則

この要領は令和元年11月1日から施行する。

別紙

石川県警察 SNS 運用ポリシー記載例（ツイッターを利用する場合）

石川県警察〇〇〇ツイッター運用ポリシー

石川県警察〇〇〇ツイッターアカウント（以下「本アカウント」という。）について、その運用ポリシーを次のとおり定めます。

以下に定める事項をご確認いただき、同意の上、ご利用ください。

1 運用について

(1) 運用所属

石川県警察本部〇〇部〇〇課

(2) アカウント名

@〇〇〇〇〇

(3) 発信内容

身近な犯罪の発生及び対策情報、交通事故の発生及び対策情報、各種啓発イベント情報

(4) 発信時間

原則として、平日の午前9時から午後5時までの間とします。

(5) 運用の終了

本アカウントの運用は予告なく終了する場合があります。

2 免責事項について

(1) 本アカウントに係る情報の正確性には細心の注意を払っていますが、それを保証する義務は負いません。

(2) 利用者が本アカウントを利用したこと又は利用することができなくなったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。

(3) 利用者により発信された本アカウントに対するいかなるコメントについても一切責任を負いません。

(4) 本アカウントに係る情報に関連して、利用者間、利用者と第三者間等でトラブルや紛争が発生した場合も一切責任を負いません。

3 禁止事項について

次のような内容の発信を認めた場合は、本アカウントへのブロック等必要な措置を行うことがあります。

(1) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏洩するもの

(2) 石川県警察又は第三者の名誉や信用を傷つけたり、誹謗中傷したりするもの

の

- (3) 石川県警察又は第三者の著作権、肖像権又は知的財産権を侵害するもの
- (4) 他の利用者又は第三者になりすましたもの
- (5) 法令や公序良俗に反するもの
- (6) 店舗や商品の紹介等商業活動に当たるもの
- (7) 政治活動や宗教活動に当たるもの
- (8) Twitter社が定める不正行為に該当するもの
- (9) その他個人の権利を侵害するもの、本アカウントの趣旨に無関係のもの等、運用所属が本アカウントを運用する上で不適切であると判断するもの

4 書き込みへの対応について

- (1) 本アカウントへの発信に対して、返信は行いません。
- (2) ダイレクトメッセージは行いません。

5 個人情報の取扱いについて

本アカウントで取得した個人情報については、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に基づき取り扱います。

6 運用ポリシーの変更について

この運用ポリシーは、予告なしに変更を行う場合があります。

7 事件、事故等に関する情報について

事件、事故等に関して緊急を要する場合は、110番通報するか最寄りの警察署、交番又は駐在所までご連絡ください。

8 お問い合わせについて

ご意見やお問い合わせなどは、石川県警察ウェブサイトの「相談・苦情等窓口」ページをご利用ください。

令和〇年〇月〇日

石川県警察本部〇〇部〇〇課

別記様式

ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用報告書

所 属	
年 月 日	
開始・終了の別 及び利用期間 (開始の場合)	
S N S の 名 称	
利 用 目 的	
アカウント名 及びパスワード	アカウント名 : パスワード :
利用する職員 及び電子計算機	
備 考	